

佐賀空港消防業務実施仕様書

佐賀空港消防業務（以下「業務」という。）は、次の事項に基づいて実施するものとする。

1. 業務の目的

佐賀空港及びその周辺（9 km圏内）で緊急事態が発生した場合、又は発生の恐れがある場合、設置者が行う消防防災救難、救急医療活動の迅速かつ的確な遂行を図ることを目的とする。

2. 業務提供時間

業務提供時間は、6時00分から24時00分とする。

ただし、定期便の遅延、臨時便、ダイバート便（注1）等があった場合や緊急事態が発生した場合、又は、一時的に佐賀空港の運用時間が変更された場合は、佐賀空港事務所長（以下「所長」という。）の指示により、業務提供時間並びに、人員体制を変更する。

（注1） 目的地の空港が天候不良等で着陸不可能の時に代替の飛行場に着陸すること。

3. 職員の常駐場所

佐賀空港消防車庫

4. 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、原則として（別紙1）のとおりとするが、必要に応じ所長の指示により変更できるものとする。

5. 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 通常業務中の各点検等

以下の項目について点検を実施すること。また、「様式-10」にてチェックを行い毎日報告書を提出する。

- ① 化学消防車両運転席計器類の点検
- ② 化学消防車両の実動点検
- ③ 医療資器材搬送車両（以下「医療搬送車」という。）の実動点検
- ④ 医療搬送車搭載品の目視点検
- ⑤ 各無線機等の通信・通話点検
- ⑥ 滑走路上点検（事務所実施のR/Wチェックに1名同行し、確認すること）
- ⑦ 化学消防車両の点検（道路運送車両法第47条に定めるもの）
- ⑧ 医療搬送車の点検（道路運送車両法第47条に定めるもの）
- ⑨ 化学消防車両の実走点検
- ⑩ 医療搬送車の実走点検
- ⑪ 滑走路上でのパードスイープ

⑫ ①②③⑨⑩についての旧車両点検

(2) 化学消防車両の日常整備点検

「様式-1」の点検内容を、通常業務時間内に毎日点検し、1週間に1度その報告書を提出する。

(3) 化学消防車搭載品等の維持管理・点検

緊急時に使用する化学消防車搭載機材、化学消防車搭載ポンプ等の日常点検及び定期的な動作試験等を行い、機能の維持保全に努めること。また、「様式-2」にあげる項目を、毎月点検しその報告書を提出する。

(4) 医療搬送車搭載品の維持管理・点検

医療搬送車に搭載されている医療器械等は始業前の目視点検等によるほか、毎月1回器材点検を行い、その結果を「様式-3,4」にて報告する。

また、医薬品等の使用期限、滅菌期限等の点検も毎月1回点検し「様式-5」にて報告する。

なお、点検時に使用期限、滅菌期限経過間近のものは、その点検時に報告を行う。

医療搬送車搭載のエアテントについても保守点検を行う。

(5) 消火剤の点検等

消火剤（泡沫用原液、粉末消火剤）、加圧ガス等は、常時規定数量又は規定圧力を保持し、使用に際して不具合が生じないように十分注意する。

また、それぞれの消火薬剤は薬剤の性質に応じて適切に管理し、性能劣化を起こすこととならないよう留意する。

有効期限を経過した消火薬剤、又は、有効期限内のものであっても容器の損傷、その他の事由により性能が劣化したものは廃棄処分とする。

消火薬剤の使用については原則として製造年月日の古いものから順次使用する。

(6) 消防施設の点検・清掃

消防施設及び各貯水槽の点検を行い、毎月1回「様式-6,7」にて記載し、業務中の写真を添付して報告すること。なお、実施に当たっては、基本的に2名で実施し、可能な限り航空機（小型機含む）の発着が無い時間帯とする。

また、各貯水槽については、年に1回貯水槽内の清掃を行うこと。業務の際には酸素欠乏等の事故防止に努める。

(7) 航空機の離着陸時における所定の場所での確実な出動警戒

航空機の離着陸時刻を把握し、所定の場所での出動警戒を行う。

- ① 定期便、臨時便、ダイバート便の離着陸時には、消防車庫前による第一出動待機（化学消防車のエンジンを始動した状態で待機）とする。（出動の基準は、（別紙2）のとおり。）
- ② 小型機については、「さがタワー及びさがレディオ」（注2）による離着陸情報を入手し、常に第一出動ができる体制をとっておく。なお、佐賀空港事務所（以下「空港事務所」という。）から翌日の小型機使用受付簿のコピーを入手する。
- ③ 航空機による接触等の可能性がある場合には、出動要請の有無に関わらず消防車庫前又は待機地点において第一出動の警戒待機を行う。

注2) 対空援助機関(運行情報管)の呼出符号。6:30~24:00は「さがレディオ」を使用。

(8) 航空機の状況等の監視

航空機の離着陸、その他航空機移動区域内における航空機の状況等を可能な限り監視する。

(9) 航空機事故等発生時における消火、救難活動の実施

- ① 空港内での消火及び救難に係る現場到着時間は、視程や表面状態が最適な条件では、滑走路の終端まで原則として2分以内とし、それ以外の条件であっても3分を超えないことを目標とする。事故発生現場到着後は初期消火を行い、広域消防が到着するまで、化学消防車に搭載された器材等を駆使し、出来る限りの消火・救出・救難活動を行う。また医療搬送車を出動させ、搭乗者避難地区の設置等を行う。

なお、医療搬送車の運用にあたっては、「佐賀空港医療資器材搬送車運用要領」に基づき運用を行う。

- ② 海上救難に係る現場到着時間は、原則30分以内とし、45分を超えないことを目標とする。(最寄漁港には受託者にて船舶を用意)また空港周辺の海上での事故発生時は最寄漁港へ直ちに出勤し空港事務所の指示のもと待機及び救出・救難活動を行う。
- ③ 航空機火災の消火は、火災の急速な制圧を達成するため、原則として火災発生の初期に一時に多量の泡沫放射を行う。(具体的には、別添「航空機火災消火要領」(別紙3)による。)
- ④ B787のE&Eベイ異常時における消火活動については、基本的にボーイング社の消火活動ガイドラインに沿って行う。

(10) 消火、救難訓練の実施

- ① 空港事務所が行う各種訓練に参加するほか、随時、基礎体力の向上に励み、実地訓練(別紙4)及び図上訓練を実施し、消防技術の向上に努める。
- ② レスポンス訓練を実施し、所要時間を測定し所長に報告を行う。また、実施日時、訓練内容及び詳細については、空港事務所と事前協議を行う。
- ③ ハンドラインによる実火災消火訓練を計画し実施に努める。
- ④ 業務に関連する資格等(危険物取扱、各種無線、救急救護、船舶操縦士等)の取得に努める。
- ⑤ 海上救難訓練を計画し実施及び空港事務所へ報告を行う。
- ⑥ 消防隊員(空港消防業務に2年以上の経験が必要)について、空港保安防災教育訓練センター(大村市)に参加予定であり、事前に空港事務所と調整を行う。

(11) 場外周辺等の巡視

- ① 空港周辺(場外)の巡視を兼ねた「地形慣熟訓練」を行う。
- ② 1回目(毎日、7:00~)は、空港用地の外周ルート巡視を行い、空港周辺道路の路面状況、空港用地の門扉等周辺状況、干満状況等の確認や空港公園内のYS-11展示場門扉の開錠を行う。但し、悪天時はYS-11展示場門扉の開錠の実施について空港事務所に確認すること。(別紙5-1)
- ③ 2回目(週2回以上)は、戸ヶ里漁港や広江漁港等5ルート(参考ルート)を順次実施する。(別紙5-2)
- ④ 巡視時間は、航空機の発着状況等を考慮し、時間帯に規則性が無いよう注意する。

(12) 業務報告

業務終了後は別に定める「様式－8, 9」により業務遂行状況を毎日空港事務所に報告する。

(13) 鳥獣駆除対策設備点検

- ① 設備は電子爆音機及びラジオとする。
- ② 点検は、鳥獣排除対策設備点検仕様書により実施する。

(14) 佐賀空港で除雪・雪氷対策が必要となった場合、空港事務所の指示により要員 4 名は、融雪剤散布等の除雪・雪氷対策を実施する。

(15) 業務に関する研修等は、積極的に受講し、専門知識の習得や技術の向上に努める。

(16) その他、所長が消防防災上必要と認め、指示した業務、及び消防活動ではないものの空港内において、化学消防車の機能を用いて行うことが有効と判断される業務を実施する。

6. 装具等

出動及び出動警戒時は、佐賀空港事務所が用意した服装及び装具を、その他は、受託者が制定した服装及び装具を使用する。

7. 報告等

- (1) 交替制勤務により責任者不在の時は、責任者から別途任務を受けたものが、その責務を代行してよいものとするが、その場合においても所長に報告する。
- (2) 職員が、業務遂行中に異常又は事故等を発見した場合は、適切な措置を講じるとともに、所長及び関係機関への通報を速やかに行い、当該業務終了後に遅滞なく報告書を提出する。(写真等を含む。)

8. 利用物件等

利用物件は以下のとおりとし、各機器の操作方法等を熟知するよう努める。

また、化学消防車・医療搬送車の運転は大型自動車免許証の所持者が行う。

(1) 消防車庫・指令事務所

(2) 大型化学消防車

1号車 (5,000L級) ×1台 (旧1号車 4,500級×1台含む)

2号車 (10,000L級) ×1台 (旧2号車 8,500L級×1台含む)

3号車 (6,000L級) ×1台

消防車搭載品 (各消防車に搭載)

消防車整備に係る工具等

(3) 耐火服等 1式

(4) 空気呼吸器 6式

(5) 大型化学消防車整備工具 1式

(6) 医療搬送車

医療搬送車×1台

医療搬送車搭載医療器材及び医薬品類

- (7) 防火靴、防火手袋、安全带については受託者が準備すること
- (8) その他必要に応じて発注者及び受注者で協議すること。